

議案第 1 1 2 号

川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 2 8 年 9 月 5 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市手数料条例の一部を改正する条例

川崎市手数料条例（昭和 2 5 年川崎市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条ただし書中「第 2 6 4 号」を「第 2 6 5 号」に改め、同条第 1 3 2 号中「第 9 6 号」を「第 9 8 号」に改め、同条第 1 3 3 号中「第 9 6 号から第 1 2 9 号まで」を「第 9 8 号から第 1 3 1 号まで」に改め、同条中第 2 8 0 号を第 2 8 1 号とし、第 2 6 0 号から第 2 7 9 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同条第 2 5 9 号ア中「第 2 5 5 号ア」を「第 2 5 6 号ア」に改め、同号イ中「第 2 5 5 号イ」を「第 2 5 6 号イ」に改め、同号ウ(ア) a 中「第 2 5 5 号ウ(ア)」を「第 2 5 6 号ウ(ア)」に改め、同号ウ(イ) a (a) 中「第 2 5 5 号ウ(イ) a」を「第 2 5 6 号ウ(イ) a」に改め、同号ウ(イ) b 中「第 2 5 5 号ウ(イ) b」を「第 2 5 6 号ウ(イ) b」に改め、同号ウ(イ) c 中「第 2 5 5 号ウ(イ) c」を「第 2 5 6 号ウ(イ) c」に改め、同号を同条第 2 6 0 号とし、同条中第 2 5 8 号を第 2 5 9 号とし、同条第 2 5 7 号ア(イ)中「第 2 5 5 号ア(イ)」を「第 2 5 6 号ア(イ)」に改め、同号イ(イ)中「第 2 5 5 号イ(イ)」を「第 2 5 6 号イ(イ)」に改め、同号ウ(イ)中「第 2 5 5 号ウ(イ)」を「第 2 5 6 号ウ(イ)」に改め、同号を同条第 2 5 8 号とし、同条第 2 5 6 号中

「第258号」を「第259号」に改め、同号を同条第257号とし、同条第255号ア(イ)a中「第257号」を「第258号」に、「第259号」を「第260号」に改め、同号ア(イ)b及びc中「第259号」を「第260号」に改め、同号を同条第256号とし、同条中第254号を第255号とし、同条第253号ア(イ)中「第251号ア(イ)」を「第252号ア(イ)」に改め、同号イ(イ)中「第251号イ(イ)」を「第252号イ(イ)」に改め、同号ウ(イ)中「第251号ウ(イ)」を「第252号ウ(イ)」に改め、同号を同条第254号とし、同条第252号中「第254号」を「第255号」に改め、同号を同条第253号とし、同条第251号ア中「第253号」を「第254号」に、「第255号」を「第256号」に、「第257号」を「第258号」に、「第259号」を「第260号」に改め、同号イ中「第253号」を「第254号」に、「第255号」を「第256号」に、「第257号」を「第258号」に改め、同号を同条第252号とし、同条中第250号を第251号とし、第249号を第250号とし、第248号を第249号とし、同条第247号中「第249号」を「第250号」に改め、同号ア中「第245号ア(ア)又は(イ)」を「第246号ア(ア)又は(イ)」に改め、同号イ中「第245号イ(ア)から(ケ)」を「第246号イ(ア)から(ケ)」に改め、同号ウ中「第245号ウ(ア)又は(イ)」を「第246号ウ(ア)又は(イ)」に改め、同号を同条第248号とし、同条第246号中「第248号」を「第249号」に改め、同号を同条第247号とし、同条第245号イ中「第247号」を「第248号」に改め、同号を同条第246号とし、同条中第244号を第245号とし、第236号から第243号までを1号ずつ繰り下げ、第235号の次に次の1号を加える。

(236) 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第11条の4第

1項第1号から第6号までに掲げる書類（以下「建築計画概要書等」という。）の写しの交付

1件につき 300円

1の建築計画概要書等ごとに1件とする。ただし、建築基準法施行規則第11条の4第1項第5号に掲げる処分等概要書の写しと当該処分等概要書に係る同項第1号又は第2号に掲げる建築計画概要書又は築造計画概要書の写しの交付の申請が同時に行われる場合は、1件とみなす。

第5条中「第2条第278号」を「第2条第279号」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

建築計画概要書等の写しの交付に係る手数料を新設するため、この条例を制定するものである。